

■第419回食品安全委員会

日時：平成24年2月16日（木）14：00～15：23

傍聴者：12名

議事概要：

（１）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」について

１）食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」の「過酸化水素」の使用基準の改正

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件については、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと判断できず、食品安全基本法第11条第1項第1号に該当するとは認められないことが確認された。

＊現在、過酸化水素については、その分解酵素であるカタラーゼ及び亜硫酸塩の使用により、過酸化水素の添加後、過酸化水素が完全に除去されることが確認されているカズノコに対しての使用が認められています。

（２）添加物専門調査会における審議結果について

１）「イソプロパノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- ＊果実、野菜、乳製品、酒類等に含まれる成分を主成分とするものです。我が国では既に香料として指定されています。欧米では、香料の他、食品成分の製造加工時の抽出溶剤等として使用が認められています。

（３）企画等専門調査会における審議結果について

１）平成23年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

- ・事務局から説明。
- ・本年度の「自ら評価」対象案件はないが、本年度の調査審議対象となった案件については、企画等専門調査会の審議結果にあるように情報提供を行うこととなった。

２）「自ら評価」の今後の進め方について

- ・事務局から説明。
- ・案のとおり決定し、「自ら評価」については、今後、本決定に従って進めていくこととなった。

３）平成24年度食品安全委員会運営計画について

- ・事務局から説明。
- ・本計画（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

４）平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練及び平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

- ・事務局から説明。
- ・平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、案のとおり決定された。

（４）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

１）農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書を一部修正した上で、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- ＊除草剤で、小麦、ばれいしょ等に使用します。今回、たまねぎ及びねぎへの適用拡大申請がされています。

２）農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「メタフルミゾンのADIを0.12mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承さ

れ、評価書を一部修正した上で、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺虫剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、だいず、さといも、かんしょ、だいこん、非結球あぶらな科葉菜類、ブロッコリー、レタス、サラダ菜、しょうが、えだまめへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

3) 農薬「レピメクチン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「レピメクチンのADIを0.02mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書を一部修正した上で、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺虫剤で、トマト、なす、レタス、かんきつ、りんご等に使用します。今回、だいず、かんしょ、非結球あぶらな科葉菜類、カリフラワー、非結球レタス、アスパラガス、ピーマン、メロン、ほうれんそう、えだまめ、もも、おうとうへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

4) 遺伝子組換え食品等「BR151 (pUMQ1) 株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「BR151 (pUMQ1) 株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊デンプンから糖質を生産するために使用される食品添加物です。

(5) 「食品安全委員会における調査審議方法等について」の改正について

・事務局から説明。

・改正案のとおり決定された。

(6) 食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について

・事務局から報告。